

所属班	東部 エリア班
-----	------------

段階	“やるべきこと”の キーワード またはフレーズ	“課題”の キーワード またはフレーズ	“課題”を解決するための対策は？					
			どの「●助」 でやるか？			誰が？	何をすればよいか？どうすればよいか？	
			自 助	共 助	公 助		西条市地域防災計画等より	グループワーキング意見まとめ
災害が 起きる前に… (普段の対策)	防災マニュアルの作成	周知徹底が難しい	○	○		全ての市民		分かりやすいものにする（図式化、標語、簡素化、貼る場所の工夫） 市から繰り返し発信するしかない 専門家を増やす（地域で）
	防災意識の向上	防災意識の軽薄	○	○	○	全ての市民	学校教育、社会教育などを通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める（市）	市の防災に 12歳教育を家庭・地域に広げる 各家庭における小さいところから
	防災対策の実施	防災意識の格差	○	○	○	全ての市民	学校教育、社会教育などを通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める（市）	自治会・自主防災組織・防災士がもっと連携 海抜表示実践中（災害に関する表示も） ハザードマップ 住民が意識し易い表示
	避難場所の確保	災害状況・津波高によって避難場所が違う	○		○	全ての市民	避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、標識等を設置するなどにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る（市）	地震のレベルにあった避難場所の確保 事業者との連携（避難場所の提供、市がコーディネートできるか） 地震と風水害等を分けて、具体的にイメージしやすいハザードマップの作成 地域のビル等と協定を結び緊急避難場所を確保する
	避難経路の確保	状況を確認してからの指示行動でなければ大きな危険がある	○		○	市、防災士	市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、震災時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う（市）	
	◆避難方法の確保	◆高齢者・乳幼児の避難手段	○	○		民生児童委員・福祉施設 幼稚園・保育園		
	防災訓練	災害のレベルごとに訓練の仕方が変わる 子どもに対する訓練に関しては様々な状況を考えすぎたことによる 複雑な指示・行動にならないようにすることが難しい ◆参加者が少ない	○	○		自治会・防災士・消防団		繰り返し行う 小さい単位での訓練も大切 緊張感もつ 避難場所の収容人数と実際の人数をシュミレーションする（市のデータ収集） 現実味のある想定で実施する
			○	○		小学校・幼稚園・保育園		
			○	○		自治会		
	要援護者の把握	事前把握での個人情報保護の問題 日中に発生した場合に、誰が助け出すか ◆地域支援者が見つからない	○			民生児童委員	要援護者登録台帳の提供相手と市で、「要援護者の支援の目的のみに使用する」旨の誓約を取り交わし、関係者には、第三者への漏洩防止の観点から、不特定多数の人が開示できない場所等に保管するなど情報漏洩のないよう厳重な注意をする	要援護者マップの作成（プライバシーとの関係） 行政が主となってできるのか → 事前に出せるのか 地元の人がする 隣同士で助け合える仕組みづくり
			○			民生児童委員、自治会	申請者本人が選んだ地域支援者を中心に、隣人等同じ地域に住む人で助ける	
			○			民生児童委員、自治会	先進地事例として、自主防災組織（自治会）の側で平素から募集しておき、応募のあった支援者を災害時に各要援護者に振り分けていく方法もある。	
	設備や地域の安全点検	飛散防止フィルムを全てのガラスに貼るための予算	○	○		全ての市民		
	自主防災組織の結成	◆認識、必要性が乏しい		○	○	自治会・防災士	育成強化に努める（市）	関係機関と連携して組織率100%を目指す
		◆役員の高齢化、短期就任			○	自治会・防災士		
	◆備蓄の確保 (水・食料・医薬品・資機材)	◆保管場所	○		○	全ての市民		
◆劣化・使用期限・賞味期限		○		○	全ての市民			
◆連絡体制を整える		○			全ての市民			
┌自治会内	◆面識がない人、自治会未加入者	○	○		自治会・防災士			
└施設利用者の保護者・家族	◆避難場所・引き渡し方法の伝達	○	○		福祉施設・病院 小学校・保育園・幼稚園			
災害が 起きたときに… (発災時)	自分の命を守る		○	○	○	全ての市民		
	避難	持ち出し物を持ち出す	○	○		全ての市民	非常持出品を準備	
	◆二次災害の防止		○	○		消防団	出火防止措置（住民）	
災害が 起きた後に… (発災後)	避難	避難所が利用できる状況かどうか		○	○	(避難所施設管理者) (応急危険度判定士【県】)	目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市対策本部に報告	
		建物の安全性が気になる 例えば第2の揺れに耐えられるのかなど		○	○	(避難所施設管理者) (応急危険度判定士【県】)	目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市対策本部に報告	
		◆避難所設置・運営のノウハウ	○	○		自治会、 (避難所施設管理者、避難所管理職員)		
	応援要請	建造物崩壊による道路の遮断		○		全ての市民	市対策本部に、がれき・残骸物処理対策組織を設置するとともに、県が情報収集・提供及び相互の協力体制づくりのために協議会を設置したときは、それに参加する（市）	
	◆救助活動	◆人手不足	○	○	○	消防団		
	◆復旧活動	◆復旧までに時間がかかる	○	○	○	全ての市民	復興計画の作成（市）	
◆復旧費用		○	○	○	全ての市民	復興財源の確保（市）		
◆備蓄品・支援物資の配給		◆備蓄品の運び出し		○	○	全ての市民	市が備蓄している非常食、毛布等を必要とする被災者に供給又は貸与する（市） 調達物資及び救援物資の集積所を指定し、職員並びに自主防災組織、ボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う（市）	
	◆備蓄品の使用可否		○	○	全ての市民			

※ ◆は全エリア共通事項であると考え、事務局でキーワード化し追加したものです。